

# 1 自治体の概要

## 北海道 音更町

本町は、北海道の東部、十勝平野のほぼ中央部に位置し、帯広市など6市町と接しています。

面積は、466.02平方キロメートルで、約半分を耕地が占めています。十勝川など4河川が大地に豊かな恵みをもたらし、我が国を代表する穀倉地帯を形成しています。

道東自動車道、国道241号等を基幹に道路網が発達しています。音更市街から帯広駅まで車で約15分、帯広駅から札幌駅までJRで約2時間40分、とち帯広空港から羽田空港までは約1時間45分と、広大な北海道において、比較的アクセスに恵まれています。

### 音更町の概要

| 項目   | 内容                                    | 備考                    |
|------|---------------------------------------|-----------------------|
| 町制施行 | 昭和28年7月1日                             |                       |
| 面積   | 466.02平方キロメートル                        |                       |
| 人口   | 43,831人                               | 令和3年3月末               |
| 世帯   | 20,555世帯                              | 令和3年3月末               |
| 人口動態 | 出生256人、死亡488人<br>転入1,536人、転出1,626人    | 令和2年度中                |
| 高齢化率 | 29.1パーセント                             | 令和3年3月末               |
| 産業   | 農家戸数642<br>事業所数1,295                  | 令和2年6月1日<br>平成28年6月1日 |
| 保育所等 | 保育所4、認定こども園5、小規模保育事業10<br>幼稚園1、学童保育所8 | 令和3年4月1日              |
| 学校   | 小学校11、中学校5、高等学校1、短期大学1                | 令和3年4月1日              |
| 町職員数 | 275人                                  | 令和3年5月1日              |

## 2 重層事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

### (1) 背景・課題

#### ア 町の総合計画策定（令和元年度・令和2年度）

附属機関による審議、町民アンケート、ワークショップ等を経て、令和3年3月に策定（期間：令和3～12年度）され、次のように整理されました。

#### 第4章 健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち

急速な人口減少・少子高齢化の進展により、社会構造が大きく変化し、貧困、孤独死、自殺、ひきこもり、DV、差別など、子どもから高齢者まで世代や性別、その他属性を問わず様々な問題を抱える人が増加しています。

個々が抱える様々な分野の課題が複雑化・複合化していることに加え、地域コミュニティの弱体化や個々の意識の変容などにより、課題解決がさらに困難となっていることから、迅速かつ的確な対応が求められています。

#### イ 重層事業の創設・実施への検討（令和3年度）

町では上記の課題を解決していくために、重層事業の実施について庁内検討会議を立ち上げ、次のように整理して、事業を実施することとしました。

- ① 町には町民の困りごとに対応していく責務があり、職員にはその中心的役割を担うスキルが求められていること。
- ② 保健福祉各分野の事業者等にヒアリング調査をし、各事業者が町民の複雑化・複合化した困りごとの対応に苦慮している実態があったこと。
- ③ 重層事業交付金を活用して既存の支援体制を発展させることにより、町民の困りごと、地域の困りごとに対し包括的な支援の推進を図れること。

### (2) 理念（基本方針）

庁内検討会議において、次のように整理しました。

#### 理念（基本方針）

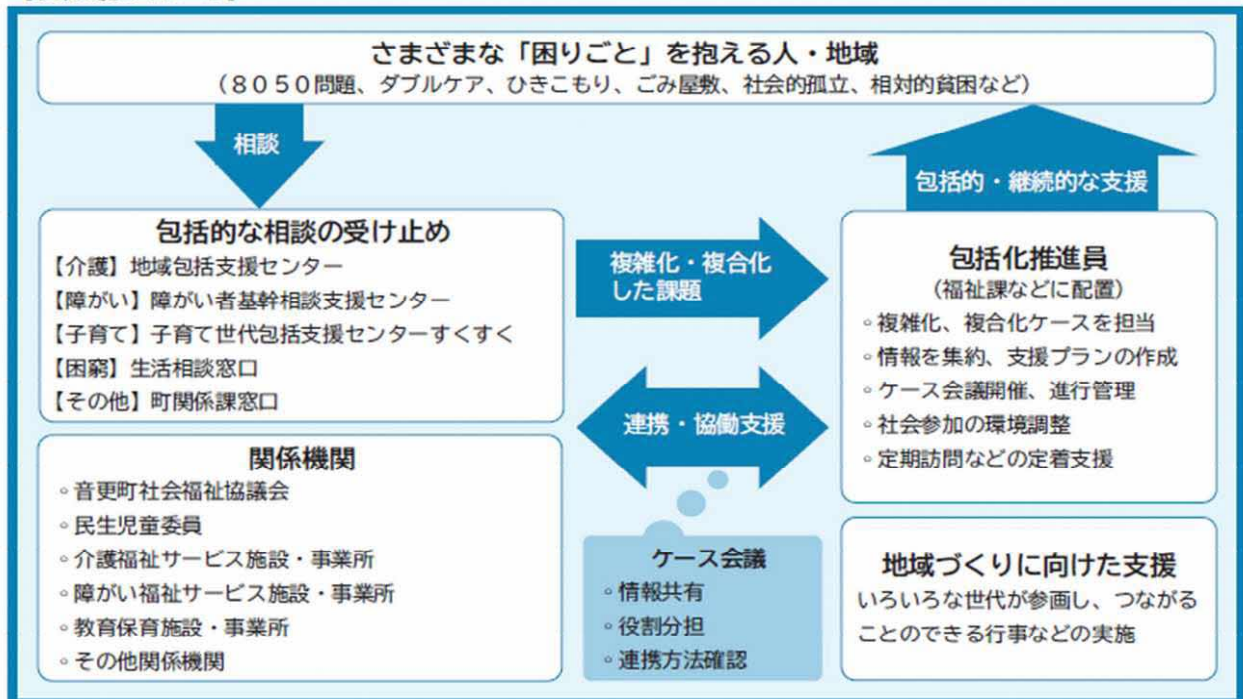
本町が抱える課題には「個人が抱える課題」と「地域が抱える課題」があり、個人と地域の両方の課題に、行政や民間の事業者等が連携・協働して取り組むことにより、それぞれの取組があいまって、必要な人・場所に必要な支援を届ける。

### 3 主要な取組事項

介護、障がい、子育て、生活困窮の各担当課に複雑化・複合化したケースを担当する包括化推進員4人を配置し、属性にかかわらず「ケースの担当者」として、包括的相談支援事業や地域づくり事業の各担当と連携し、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を一体的に実施します。

包括化推進員は、町の正職員で、社会福祉士又は保健師の資格を有しています。町民や地域が抱える様々な「困りごと」を断らずに受け止め、困りごとの解決に向けて、関係機関と連携・協働して包括的に支援します。

【事業実施のイメージ】



【これまでと事業実施後の比較】

| 項目          | これまで   | 事業実施後   |
|-------------|--|---|
| 相談窓口        | <b>【縦割りの窓口】</b><br>担当分野以外は「その部分は担当窓口で相談してみてください」         | <b>【断らない窓口へ】</b><br>担当分野以外の内容も「まずはお聞きして、関係する部署と一緒に考えます」<br>※既存の体制を維持しつつ、包括的に相談を受け付ける。                                       |
| 支援の実施       | <b>【それぞれの支援】</b><br>それぞれの分野の担当課が、それぞれ必要な情報を収集し、それぞれ支援を実施 | <b>【包括的な支援へ】</b><br>福祉課などに配置された包括化推進員が複合化・複雑化ケースを担当して情報を集約。支援プランを作成し、関係機関によるケース会議を開催して役割分担や連携方法を決め、各分野の連携・協働による包括的な支援を実施する。 |
| 居場所づくり・社会参加 | <b>【紹介はするけれど】</b><br>自分で参加、周りとうまく話せなくて、継続的には参加できない場合も。   | <b>【伴走的支援へ】</b><br>包括化推進員が中心となり支援。本人と受入先の環境調整を行うほか、定期訪問などのフォローアップを実施する。   |